

令和6年度 社会福祉法人辰野町社会福祉協議会 事業計画

1. 基本理念

「ともに理解し支え合う 光と笑顔があふれる福祉のまちたつの」

(第二次辰野町地域福祉計画・辰野町社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本理念)

2. 基本目標

○社会福祉法人としての公共性を確保し、地域住民と共に「お互い様の地域づくり」を目指します。

○地域の課題や要望の把握に努め、地域福祉を推進するとともに相談支援体制の強化を図ります。

○介護保険事業や障害福祉サービス事業による生活のサポートを行い、安心して暮らし続けるまちづくりを目指します。

3. 基本方針

「社協」の略称で知られている社会福祉協議会は全国の市区町村ごとに設置されている「地域福祉活動の推進」を目的とした非営利の民間団体です。辰野町では、昭和51年に法人化されました。

少子高齢化・超高齢化社会を迎えた今、地域には多様な方々が生活しています。公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題が山積しております。高齢・障がい・児童などといった縦割りではなく、横断的に対応をするような制度の狭間を埋めていくために地域福祉コーディネーターが地域の人たち、民生委員・児童委員、社会福祉法人や福祉施設関係者、保健・医療・教育などの関係機関とネットワークを構築し、地域の住民がこの「辰野町」で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして地域福祉の推進を図ることを目的に活動して参ります。

わたしたち辰野町社会福祉協議会は住民の皆さんと共に地域の抱えている課題の解決に取り組むとともに、誰もが暮らし続ける事が出来る地域を目指した包括的な相談支援体制を強化し、地域共生社会の実現を目指した取り組みを推進します。

4. 事業概要

1) 社会福祉法人制度改革

- (1) 理事会・評議員会の財務会計に係るチェックなど経営組織のガバナンスの強化に努めます。
- (2) 財務諸表等の公表による事業運営の透明性の向上に努めます。
- (3) 適正かつ公正な支出管理の確保を行うなど財務規律の強化に努めます。

2) 地域福祉の推進

- (1) 住民要望に応えるべく人材育成と研鑽に励みます。相談支援体制の構築を図ります。
- (2) 生活困窮者に対する生活支援・就労支援を実施します。
- (3) ボランティアの育成と地域住民によるボランティア・市民活動を支援します。
- (4) 福祉機器などを揃えた部屋の一般開放やサロンを実施し介護予防を目的とした通いの場の創出を行います。

3) 介護保険事業・障害福祉サービス事業

- (1) 利用者・家族と連携を十分図り、利用者の状態、要望に合わせたサービス計画を策定します。
- (2) 訪問・居宅介護による家事援助・身体介護を実施し、在宅での生活が維持出来るよう支援します。

5. 具体的事業の実施 (新規事業)

1) 総務グループ

【指定管理事業他】

【目標】

- 施設や運営について、町民の皆様幅広く認知していただけるよう、ホームページなどを使い定期的な情報発信を行います。

- (1) 辰野町老人福祉センターの管理・運営
 - ・ 高齢者教室の開催、福祉機器利用促進及び会場貸出
- (2) 辰野町ボランティアセンターの管理・運営
 - ・ 各種講座の開催及びボランティアの育成・相談・コーディネート
- (3) 辰野町ほたるの里世代間交流センター「茶の間」の管理・運営
 - ・ 作品展、各種講座及びイベントの開催

【相談事業】

【目標】

- 研修会に参加するなどして、相談員のスキルアップを図ります。
- 関係機関との連携を深め、相談時の対応がスムーズに進むようにします。

- (1) 住民からの様々な相談に対応できるような総合相談窓口の明確化

- (2) 上伊那生活就労支援センター「まいさぼ上伊那」出張相談窓口としての生活支援相談（随時）
- (3) 福祉事務所未設置町村による生活困窮者への一次的相談支援の実施（受託事業）
- (4) 緊急小口資金等特例貸付実施後の相談支援体制強化事業の実施
- (5) 心配ごと相談 毎月第2・4金曜日 午後1時～3時 民生委員・社協職員
- (6) 法律相談 毎月第4金曜日 午後3時～4時 司法書士会伊那支部共催

【権利擁護】

【目標】

- 相談者に寄り添った伴走型支援を目指し、関係機関との情報共有を密に図ります。
- 法人後見の利用促進を図ります。

- (1) 金銭管理・財産保全サービス事業の実施
- (2) 日常生活自立支援事業（県社協）の実施（受託事業）
- (3) 暮らしの資金、療養費福祉金や県社協の生活福祉資金などを活用した生活支援
- (4) 上伊那生活就労支援センター「まいさぼ上伊那」による生活や就労支援（相談事業）
- (5) 罹災者への災害義援金の給付
- (6) 善意銀行※1 預託品の活用
- (7) 成年後見制度の活用と法人後見の実施（権利擁護事業）
- (8) 苦情解決に関する第三者委員会（心配ごと相談員）の適正な運営

※1：善意銀行は昭和37年に徳島県から始まりました。金品や労力（ボランティア）を預かり、必要に応じて配分するという銀行のような役割からこの呼び方がついたと言われています。現在は、金品や物品の取り扱いが中心となっています。

【関係機関との連携】

【目標】

- 必要に応じ、関係機関との情報共有を密に連携を図ります。

- (1) 町とは補助・受託事業（指定管理事業含む）の事務などの連絡調整を行い、常に情報の共有を図るよう努める。
- (2) 民生児童委員と連携を深め、地域や要援護者のニーズの把握に努める。
- (3) 関係機関
 - ・長野県社会福祉協議会
 - ・上伊那福祉事務所
 - ・上伊那ブロック社会福祉協議会
 - ・まいさぼ上伊那
 - ・辰野町地区社会福祉協議会（辰野町地区社協）等連絡会
 - ・辰野町区長会（運営協議会）
 - ・辰野町教育委員会

- ・辰野町民生児童委員協議会
- ・辰野ライオンズクラブ
- ・辰野町シニアクラブ連合会
- ・辰野ボランティア・市民活動ネットワーク運営委員会
- ・辰野町遺族会
- ・その他社会福祉法人等

【その他事業】

【目標】

- 町遺族会と連携し、町慰霊祭を実施します。
- 適切な会計管理に努めます。
- 生涯学習の場として高齢者教室を開催します。

- (1) 慰霊祭の開催（受託事業）
- (2) 経営コンサルティングの実施（改善内容の進捗管理及び助言）
- (3) 高齢者教室として、太極拳、いきいきダンス、社交ダンス、健康麻雀、編み物、写経、ヨガの各教室を開催

2) 地域福祉推進グループ

【地域福祉推進】

【目標】

- 生活支援コーディネーター及び地域福祉コーディネーターの配置により各区や町と協力し、支え合いの地域づくりに向けた取り組みを行います。
- 地域たすけあい事業「ゆいっこ」の推進により、お互い様の精神を醸成します。
- 「みんなのつどい」事業を各区で実施し、支え合いの地域づくりを推進します。
- 地区社協の立上げや活動を支援します。
- 情報紙やホームページなどを活用した積極的な情報発信を行います。
- 地域共生社会の実現に向けた連携を図ります。

- (1) 「みんなのつどい」事業の実施
- (2) 住民同士のつながりや支え合いの推進を目的とした「支え合いの地域づくり推進補助金（仮称）」の実施
- (3) 辰野町地区社協等連絡会の研修会の開催
- (4) 地域包括支援センター及び地域包括ケアシステムとの連携
- (5) 住民支え合いマップの見直しと地域の助け合い精神の醸成（受託事業）
- (6) 「社協たつの」の定期発行による広報啓発活動
- (7) ホームページの管理・運営
- (8) 町広報や新聞なども積極的に活用した情報発信
- (9) 社会福祉大会の開催
- (10) 会員の拡大を図ることによる社協組織の基盤強化

- (11) 訪問型 子どもに対する学習・生活支援事業（受託事業）
- (12) だれもが住み慣れた地域で役割を発揮できるように、社会参加と生きがいづくりを進め、居場所づくりや介護予防の取り組みなど、住民同士のつながりあい、支えあいの仕組みづくりを進める生活支援コーディネーターの配置
- (13) 福祉課題を抱えている方が孤立しないように、地域の皆さんと一緒に考え、問題解決に向けて取り組んでいける仕組みづくりをする地域福祉コーディネーターの配置。
- (14) 地域住民参加型の有償在宅福祉サービス地域たすけあい事業「ゆいっこ」の推進
- (15) ほたるこども食堂の運営
- (16) 「フードバンクたつの」の運営
- (17) 第3次辰野町地域福祉活動計画の策定

【ボランティア・市民活動振興】

【目標】

- 活気あるボランティア・市民活動ができるようコーディネートします。
- 協働をすすめるために積極的な情報共有を図ります。

- (1) ボランティア・市民活動団体への支援（助成、相談）
- (2) ボランティア・市民活動団体などと協働した事業の実施
- (3) 小・中学校や高等学校などと連携した福祉学習の推進
- (4) ボランティア情報紙「福寿草」の定期発行と情報ボードによる情報発信
- (5) 辰野ボランティア・市民活動ネットワークとの連携
- (6) 持続可能なボランティア・市民活動の検討
- (7) 災害ボランティアセンター運営研修の実施

【世代間交流事業】

【目標】

- 世代間交流の実施を目指し、幅広い年齢層の住民が参加できるよう開催時間や内容を工夫した企画を行います。

- (1) 地域の方の仲間づくりを目的として行い、そのきっかけづくりとしての「ふれあい交流事業」の企画・運営
- (2) 持続可能な世代間交流の場の検討

【在宅福祉活動】

【目標】

- サービスを利用する方々が充実した生活を送ることができるよう支援します。
- QOL※2が向上するように支援します。

※2QOL・・・生活の質

- (1) 通所型介護予防事業（よつば）の実施（受託事業）
- (2) 子育て世帯訪問支援事業の実施（受託事業）
- (3) 認知症カフェ（オレンジカフェ）の実施（受託事業）
- (4) 障がい児（者）ふれあい交流事業（ニュースポーツ大会）の実施
- (5) ひとり暮らし高齢者のつどいの実施
- (6) 配食サービス（ほのぼのランチ）の実施及び安否確認（月4回）
- (7) 移送サービス事業の実施と福祉車両の貸出・管理
- (8) 75歳以上の希望者に一本杖の配布

3) 福祉事業グループ

介護保険サービス

【居宅介護支援】

【目標】

- 利用者や家族の思いを大切に、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援します。
- 町・地域包括支援センターや医療・介護・福祉分野の事業所、地域との積極的な連携を図ります。

- (1) 自立支援に向けたケアマネジメント※3
- (2) 介護予防マネジメント（受託事業）
- (3) サービス事業所、辰野病院等医療機関、地域包括支援センターとの連携
- (4) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施（受託事業）
- (5) 各種福祉用具の貸与

※3: 介護や支援を必要とする高齢者一人ひとりのニーズやデマンド、生活環境などをアセスメントします。そこから具体的なサービス内容を考え、福祉サービス事業者や医療機関、行政などと連絡調整をしながらケアプランを作成します

【訪問介護】

【目標】

- 住み慣れた地域（居宅）で暮らし続けられるように支援します。
- 利用者や家族に寄り添い、信頼関係を構築します。
- 今までの生き方を尊重し、生活の維持、自立支援のためのサービスを提供します。

- (1) 訪問介護事業（家事援助・身体介護）
- (2) 単独福祉事業（社協独自の介護事業）

障害福祉サービス

【障害福祉サービス】

【目標】

- 住み慣れた地域（居宅）で暮らし続けられるように支援します。
- 自立を支え、将来を見通して支援します。
- 今までの生き方を尊重し、生活を維持するためのサービスを提供します。
- 障がい者の安全な移動手段の確保や福祉サービスの充実を目指し、町や関係機関との連携に努めます。
- 生活の在り方（暮らし、学び、就労）やサービスを障がい者が選択できる計画相談を行います。
- 「障がい」の理解促進に努めます

- (1) 居宅介護事業（家事援助・身体介護）
- (2) 重度訪問介護事業（重度の肢体不自由、または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して自宅での身体介護・家事援助。外出時における移動中の介護を総合的に行なう支援。）
- (3) 同行援護事業（視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時に同行し、移動の援護や介護等の支援）
- (4) 行動援護事業（知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等の行動する際に生じる危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護等の支援）
- (5) 移動支援事業（受託事業）
- (6) 計画相談事業（サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び事業者との連絡調整）
- (7) 地域移行支援事業（施設や病院等に入所・入院している障がい者等が地域における生活に移行するための相談・支援）
- (8) 地域定着支援事業（居宅において単身で生活する障がい者等に対する相談・支援）

4) 赤い羽根共同募金

【目標】

- 募金の理解促進や財源にした事業の広報に努めます。
- 運営委員会・審査委員会の適正な運営を図ります。

- (1) 赤い羽根共同募金に対する理解の促進
- (2) 配分金の使途や実施事業についての適正な運用を目指した運営委員会の開催
- (3) 配分金の分配などについて協議するための審査委員会を開催
- (4) 実施事業や配分に関する情報公開